

別紙 4 次世代施設園芸拡大支援事業

第 1 事業の実施方針

本事業は、実需者ニーズを踏まえた野菜等の周年安定供給に貢献するとともに、所得の向上と地域の雇用創出が見込まれる有望な農業経営部門である施設園芸における生産性向上と規模拡大を加速するため、高度環境制御技術、雇用型生産管理技術、自動化等の省力化技術等の活用により高い生産性を実現する次世代施設園芸の取組拡大に向け、施設園芸産地における次世代施設園芸への転換に必要な技術の実証等を通じた技術習得の取組や次世代施設園芸の成果の分析・情報発信等の地域展開の取組を支援するものである。

第 2 事業の内容

本事業は、次世代施設園芸技術習得支援事業及び次世代施設園芸地域展開促進事業から構成される。

事業ごとの取組内容、事業実施主体、事業実施手続等については、次のとおり定めるものとする。

- 1 次世代施設園芸地域展開促進事業
I に定めるとおりとする。
- 2 次世代施設園芸技術習得支援事業
II に定めるとおりとする。

I 次世代施設園芸地域展開促進事業

第1 事業の内容

1 事業の取組内容

次世代施設園芸拠点等で得られた成果を横断的に取りまとめ、その成果等を全国に波及させるため、次に掲げる取組を支援するものとし、事業実施主体は次に掲げる全ての取組を実施するものとする。

(1) 次世代施設園芸拠点等の取組等の横断的な情報発信

次世代施設園芸拠点等の概要及び技術実証で得られた知見やノウハウを取りまとめ、全国に発信する。

また、次世代施設園芸拠点等における取組をはじめとする高度な施設園芸の実態調査を実施し、その結果を取りまとめ、全国に発信する。

さらに、次世代施設園芸拠点等を横断的に比較・分析して情報発信等を行う次世代施設園芸全国展開推進フォーラムを開催する。

(2) 次世代施設園芸拠点等をはじめとした先進的な取組を行う生産者のネットワークの形成、栽培・経営指導、データ等の収集・分析、手引きの策定等

次世代施設園芸に取り組む生産者の拡大及び技術水準の向上を図るため、意見交換会の開催など次世代施設園芸拠点等をはじめとした先進的な取組を行う生産者のネットワークの形成のための取組を行う。

また、次世代施設園芸拠点等における栽培データ等を収集及び分析することで、次世代施設園芸の運営における課題を洗い出し、その解決に向けて、技術的支援、労務管理の構築の支援等の栽培・経営の指導を行う。

さらに、今後、高度環境制御技術、地域エネルギー活用・省エネルギー化技術、雇用型生産管理技術等の導入により、次世代施設園芸に取り組む意向のある産地又は生産者向けに、次世代施設園芸拠点等で得られた知見や課題・ノウハウを分析・整理した手引きを策定し、全国に発信する。

(3) 次世代施設園芸の指導者育成のための研修、人材育成カリキュラムの検討、インターンのマッチングシステムの構築等

大学や試験研究機関等の協力を得て、生育状況に応じた高度環境制御や雇用型生産管理等を指導する能力を有する指導者を育成するための研修を行うとともに、民間活力を活用した有償のコンサルティングビジネスの確立に向けた標準的育成課程や共通教材の検討等を行う。

また、次世代施設園芸の先端技術を使いこなす科学的知見のある人材を効果的に育成するため、施設園芸の研究・教育を行う大学の学生等と次世代施設園芸など高度な施設園芸の生産現場をつなぐインターン等のマッチングシステムを構築する。

(4) 農業用ハウスの設置コスト低減に向けたビジネスモデルの構築、低コスト化技術の収集・発信

農業用ハウスの設置コスト低減に資する新たなビジネスモデルを構築するため、個々の生産者の課題に応じた最適な設計・施工管理を行う設計コンサルティングビジネスの試行的な実施や料金体系の検討等を行う。

また、海外で活用されている農業用ハウス建設用の専用重機導入の可能性を検証するために料金体系や日本の規制に適合するための改良の検討等を行うとともに、農業用ハウスのリサイクル資材の市場調査により、型式や築年数に応じた農業用ハウスの下取・販売の可能性等の検討を行う。

さらに、農業用ハウス施工の低コスト化技術を収集し、取りまとめた低コスト化技術カタログ及び実際に低コストで設置することができた事例を紹介するための低コストハウス施工事例集を作成し、全国に発信する。

3 補助要件

補助要件は、以下に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実施主体が民間団体等であって、施設園芸に関する知見を有し、代表者、組織及び運営について会則が策定されており、かつ、事業実施及び会計手続を適正に行う体制を有しているものとする。
- (2) 次世代施設園芸拠点等の成果等を横断的に取りまとめ、全国に波及させる取組であること。
- (3) 成果目標の達成に結びつく取組であること。

4 補助対象経費

補助対象経費の範囲は本要綱別表 1 の 4 のとおりとする。ただし、次の場合は補助対象としない。

- (1) 国等の他の助成事業で現に支援を受け、又は受ける予定となっている取組を実施する場合
- (2) その成果について、公共の用に供することを制限する取組を実施する場合
- (3) 支払が事業実施期間の翌年度となる場合

5 成果目標の設定

事業の成果目標及び目標年度は、次に掲げるものとする。

(1) 成果目標

次世代施設園芸を取り入れた施設の面積を、事業実施年度を基準として 3 % 以上増加させることを目標とする。

なお、目標の達成の有無については、第 3 の点検評価等の際、農林水産省が調査の上判断する。

(2) 目標年度

事業実施年度の翌々年度とする。

6 審査基準

本要綱別表 4 の 2 の審査基準の評価項目は以下のとおりとする。

(1) 実効性

ア 次世代施設園芸の取組拡大につながる効果を有しているか。

イ 事業効果の評価手法が具体的なものとなっているか。

ウ 高度環境制御等に対し専門的な知識を有しているか。

エ 全国の先進事例の情報を収集可能な体制となっているか。

オ 普及方法が効果的かつ具体的な方法となっているか。

(2) 課題解決の具体性

- ア 2（１）において、インターネットを効果的に利用する等、より広く成果を発信する手法が取られているか。
- イ 2（２）において、次世代施設園芸拠点以外の次世代施設園芸に取り組む生産者についてもノウハウ等の分析を行うものとなっているか。
- ウ 2（３）において、具体的な指導者育成カリキュラムや共通教材が成果物となっているか。
- エ 2（４）において、コスト低減に資する新たなビジネスを提案するものとなっているか。
- オ 2（４）において、検討したコスト低減手法の効果分析を行うものとなっているか。

第２ 事業実施計画等

１ 事業実施計画の作成等

事業実施主体は、本要綱本体第６の１（１）に基づき、別添１により事業実施計画（以下「地域展開事業計画」という。）を作成し、生産局長に提出するものとする。

２ 事業実施計画の承認

- （１）生産局長は、１により提出された地域展開事業計画について、生産局長が別に定めるところにより設置する委員会において、本要綱別表４の審査基準に基づく審査を受けた上で、適当であると認められるときは、承認するものとする。
- （２）生産局長は、生産局長が別に定める公募要領により補助金等交付候補者に選定された者については、公募要領に基づき提出された地域展開事業計画の承認を受けたものとみなすことができるものとする。

３ 事業実施期間

事業実施期間は、地域展開事業計画の承認を受けた年度内とする。

第３ 点検評価等

１ 事業実施状況の報告

本要綱本体第７の１に定める事業実施年度における実施状況報告書の提出は、持続的生産強化対策事業交付要綱（平成３１年４月１日付け３０生産第２１８０号農林水産事務次官依命通知）第１５の１の規定に基づく実績報告書の提出をもって、これに代えることができるものとする。

２ 事業の評価

- （１）事業実施主体は、本要綱本体第８の１（１）に基づき、別添２により目標年度における成果目標の達成状況を生産局長に報告するものとする。
- （２）生産局長は、報告のあった内容を点検評価し、別添３に評価結果を取りまとめ、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。

Ⅱ 次世代施設園芸技術習得支援事業

第1 事業の内容

1 事業の取組内容

高度環境制御技術、雇用型生産管理技術及び自動化等の省力化技術について、温室の低コスト化の要素を取り入れた実証・改良、実証温室での研修等の実践的な取組を通じて、地域の農業者が技術習得する仕組み作りや各地域への展開を図り、次世代施設園芸への転換を加速するため、次の（１）から（４）までに掲げる取組を実施することができるものとし、このうち、（１）から（３）までについては原則として取り組むものとする。ただし、次世代施設園芸拠点等（次世代施設園芸導入加速化支援事業で整備した次世代施設園芸拠点及び強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱（平成31年４月１日付け30生産第2218号農林水産事務次官依命通知）の別表１のⅠのメニューの欄の１（１）に定める次世代型大規模園芸施設の整備の取組により整備した次世代型大規模園芸施設（平成28年度に当該交付金のうち次世代施設園芸拠点整備の取組により整備したものを含む。）をいう。以下同じ。）及びこれに準ずる規模の園芸施設に係る事業の実施に当たっては、（２）について取り組まないことも可とする。

また、本事業の事業実施主体は都道府県とし、事業実施者は都道府県又は２（１）の要件を満たすコンソーシアムとする。

なお、本事業における高度環境制御技術、雇用型生産管理技術及び自動化等の省力化技術（以下「要素技術」と総称する。）は、それぞれ次の①から③に掲げるとおりとする。

① 高度環境制御技術

温室内の温度、湿度、CO₂濃度、光等の複数の環境要因を組み合わせた精緻な制御を行うことにより、作物の光合成速度を高めるとともに、周年・計画生産を実現し、収量・品質を向上させる技術

② 雇用型生産管理技術

適切な作業計画の策定・見直し、従業員の適正配置や作業の標準化等により、事業拡大を図る上で必須となる雇用労働力を活用した効率的な生産を実現する技術

③ 自動化等の省力化技術

ロボットを活用して作業を自動化すること等により労働生産性を向上させる技術

（１）推進会議の開催

都道府県、農業者、実需者、農業者の組織する団体、試験研究機関等の関係者が参画し、次世代施設園芸への転換を促進するために必要な要素技術の実証・改良やその成果の普及に向けた取組計画の具体化、進捗の管理、事業成果の取りまとめ等を行うための推進会議を開催する。

（２）要素技術等の実証・改良

次世代施設園芸への転換に必須の要素技術を地域に導入・普及するため、要素技

術の実証が可能な実証温室を設置し、当該技術の実証・改良及び当該技術の導入による経営の実証を行う。ただし、高度環境制御技術及び雇用型生産管理技術の実証は必ず取り組むものとする。また、次世代施設園芸拠点等においては、要素技術に加え、化石燃料使用量の削減に資する技術の実証に取り組むことができるものとする。

なお、実証に当たっては、既存の温室の利用のほか、機械設備等のリース導入を行うことができるものとする。また、機械設備等のリース導入に係る留意事項は、別添4に定めるところによるものとする。

(3) 技術実証の成果等の普及・情報発信

技術実証で得られた成果等を普及するため、次のアからエまでに掲げる取組の中から必要な取組を選択し、実施するものとする。ただし、地域の農業者等が実践しながら技術の習得に取り組めるよう、イの（ア）又はウの（イ）及び（ウ）の取組は、必ず実施するものとする。

ア 技術経営マニュアル等の作成、情報発信

技術実証で得られた成果の普及を図るため、技術経営マニュアル等の作成や情報発信を行う。

イ 研修等の開催、技術指導等の実施

技術実証で得られた成果について、地域の農業者等が実践的な取組を通じて習得できるようにする目的で行う以下の取組

（ア）実証温室での研修又は技術講習会の開催

（イ）普及組織や専門家による技術指導等

ウ 技術習得グループの形成、データ比較分析、勉強会の開催等

実践的な技術習得のために行う以下の取組

（ア）技術実証で得られた成果の習得に向けた農業者グループ（以下「技術習得グループ」という。）の形成

（イ）技術習得グループ内での農業者間や実証温室間のデータ比較分析

（ウ）技術習得グループ内での勉強会の開催等

エ 先進地調査等の実施

要素技術の習得・普及のための施設園芸先進地の調査等を行う。

(4) 農地中間管理機構等と連携し集積した施設の移設・改修等

本事業の取組に必要な農地と施設について、農地中間管理機構等と連携して一体的に集積するために、施設の撤去、移設、改修等を行う。

2 補助要件

補助要件について、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業実施者のうちコンソーシアムは以下の要件を満たす者とする。

ア 農業者又は農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体であって、次の（ア）から（カ）までのいずれかに該当するものをいう。以下同じ。）（以下「農業者等」と総称する。）及び都道府県を必須構成員とすること。

（ア）農業協同組合

(イ) 農業協同組合連合会

(ウ) 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10 第1項に規定する事業を行う法人をいう。）

(エ) 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。）

(オ) 特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する団体をいう。）

(カ) その他農業者の組織する団体

イ コンソーシアムに参画し、技術実証に取り組むことのできる農業者等は、次に掲げる要件を全て満たすものに限ること。

(ア) 地域の平均以上の生産技術力を有していると認められる農業経営を行う者であること。

(イ) 本事業終了後は、要素技術を導入した経営に取り組み、生産性の向上を目指す意欲を有すること。

(ウ) 次のいずれかを満たしていること。

a 現に農業を営む法人（以下「農業法人」という。）であり、又は目標年度までの間に自らが農業法人となり、若しくは農業法人を設立する計画を有していること

b 将来において農業法人を設立する意思を有し、青色申告（所得税法（昭和40年3月31日法律第33号）第143条に規定する青色申告をいう。）を行っていること等により農業経営に係る経理が家計と分離され、後継者が確保されている等、農業経営の継続性が担保されていること

ウ コンソーシアムは、事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にしたコンソーシアムの運営等に係る規約（以下「コンソーシアム規約」という。）を定めていること。

エ コンソーシアム規約において、一つの手続につき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

オ コンソーシアムの運営を行うための事務局を置くこと。

(2) 本事業を構成する1（1）から（4）までの各取組を行う者（コンソーシアム構成員に限る。以下「取組主体」という。）が各々異なる場合は、第3の1に基づく事業実施計画（以下「技術習得事業計画」という。）において、取組主体を明確にするものとする。

(3) 1（2）の取組で、技術実証に必要な機械設備等のリース導入等を行うことのできる取組主体は、コンソーシアム構成員のうち、事業実施及び会計手続を適正に行う体制を有するものに限ることとする。ただし、コンソーシアムが法人格を有する場合には、コンソーシアム自身が技術実証に必要な機械設備等のリース導入等を行うことができるものとする。

(4) コンソーシアムには、必要に応じ、議決権を持たないオブザーバーを構成員とし

て置くことができるものとし、オブザーバーは、会議に出席して意見を述べる
ことができるものとする。

- (5) 都道府県は、事業が円滑に運営されるようコンソーシアム全体の調整を行うものとする。また、要素技術等の実証・改良及び普及に取り組むに当たっては、都道府県の普及組織及び試験研究機関がサポートする体制を組み、都道府県が主導して産地全体の技術力向上を図ることとする。
- (6) 本事業の対象品目（以下「事業対象作物」という。）は、野菜、花き及び果樹とする。事業対象作物は、産地パワーアップ事業実施要綱（平成28年1月20日付け27生産第2390号農林水産事務次官依命通知）の第2の3に定める都道府県事業実施方針の対象作物に位置付けられている等、都道府県が生産振興を図っていく品目として位置付けられていることを要するものとする。
- (7) 事業実施期間は、事業実施計画の最初の承認を受けた年度から翌々年度までの3年間以内とする。

ただし、社会情勢の変化や災害等不測の事態等の発生があった場合にあっては、都道府県知事が地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）を通じて生産局長と協議を行った上で、事業実施期間を延長することができるものとする。

- (8) 技術実証に取り組む品目に係る技術実証の作付（栽培）面積は、次世代施設園芸拠点等及びこれに準ずる規模の園芸施設を除き、おおむね30a以上1ha未満とする。
- (9) 技術実証に使用するため、新たに整備する温室、施設の移設・改修等により設置する温室及び既存の温室については、別添4のⅠの第1の基準を満たすものであり、また、既存の温室を活用する場合は、事業実施地区における事業対象作物に係る温室の被覆期間中の最大瞬間風速に耐え得る強度を有する等、事業実施地区の気候に対応した耐候性を有するものであることを要するものとする。
- (10) 要素技術について、実証・改良及び普及に取り組むことを要するものとする。ただし、要素技術のうち、既に事業実施地区で普及が進んでいるものについては、この限りではない。
- (11) 本事業で設置する実証温室においては、1（3）の取組において、地域の農業者等の研修を受け入れる等、地域の農業者等の実践的な技術習得に協力することを要するものとする。

3 補助対象経費

- (1) 事業実施者の補助対象とする経費は、次に掲げるものとし、実証温室の移設・改修等に係る補助対象経費及び事務手続については、次世代施設園芸拡大支援事業対象事業事務及び補助対象事業費の取扱いについて（平成29年4月1日付け28生産第2143号農林水産省生産局長通知。以下「事務取扱」という。）によるものとする。

なお、補助対象経費の経理に当たっては、本要綱別表3及び事務取扱の費目ごとに整理するとともに、他の事業等の会計と区分して経理を行うこととする。

ア 推進会議の開催

次世代施設園芸への転換を促進するための技術の実証・改良及び普及のための推進会議の開催に必要となる経費のうち、推進会議を開催するための会場借料、

通信運搬費、印刷製本費、消耗品費、専門家の委員等旅費、謝金、調査・打合せ・成果発表等のための調査等旅費等

イ 要素技術等の実証・改良

次世代施設園芸への転換に必須の要素技術を導入するための技術実証等の取組に必要となる経費のうち、実証に必要な機械設備等の備品費、借上費、専門家の委員等旅費、謝金、データの収集・分析に係る賃金、委託費、役務費等。

なお、実証に必要な機械設備等については、リースでの導入を基本とする。ただし、導入する機械設備等に改造を要するなど、リースでの導入が困難な場合に限り、購入してもよいものとする。

ウ 技術実証の成果等の普及・情報発信

技術実証で得られた成果等の普及の取組に必要となる経費のうち、技術講習会等を開催するための会場借料、通信運搬費、実証温室の研修受入れのための借上費、印刷製本費、消耗品費、技術指導等を行う専門家の委員等旅費、技術習得グループの形成に向けた打合せ等のための調査等旅費、謝金、技術経営マニュアル等の作成に係る原稿料、技術習得グループのデータの収集・分析に係る委託費、役務費等

エ 先進地調査等の実施

要素技術の習得・普及のための施設園芸先進地調査等に必要となる経費のうち、調査等旅費、会場借料、資料購入費等

オ 農地中間管理機構等と連携し集積した施設の移設・改修

本事業の取組に必要な農地と施設について、農地中間管理機構等と連携して一体的に集積する際に必要となる経費のうち、施設の撤去、移設、改修に係る資機材費、役務費、雑役務費

(2) 次の取組は、補助対象としない。

ア 経費の根拠が不明確である取組

イ 履行を確認できない取組

ウ 国等の他の助成事業で現に支援を受け、又は受ける予定となっている取組

エ 農畜産物の生産費補てん（本事業で取り組む技術実証に係るもの及び専用機械のリース・レンタル料に係るものを除く。）若しくは販売価格支持又は所得補てん

オ 新聞、ラジオ、テレビ等のマスメディアのほか、インターネット等による販売促進を目的とした宣伝・広告

カ 農業以外に使用可能な汎用性の高いものの導入（例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー等）

キ 本体価格が50万円未満の農業機械等の導入又はリース導入に対する助成

ク 施設用地の整地や改良などの整備費

ケ 対象施設等以外の資産形成（直接的なものに限る。）

コ 技術実証後、当該技術を普及するために地域の農業者が導入する温室や機械設備等

4 成果目標の設定

事業の成果目標及び目標年度は、以下のとおりとする。

(1) 成果目標

事業実施主体は、以下のアに掲げる指標を定めるとともに、自動化等の省力化技術の実証を行う場合にはイの指標を定め、事業実施者は、当該都道府県内における事業実施地区を設定した上で、同地区について、事業実施主体が設定した指標に係る具体的な数値目標を設定する。なお、事業実施者は、アの目標値の設定に当たっては、現状値の2倍以上の値を設定しなければならないものとする。

ア 以下のいずれかに係る指標

(ア) 高度環境制御を行うとともに、雇用労働力を活用した経営に取り組む面積又は農業者数（戸数）

(イ) 要素技術等のいずれか又は全てについて地域に普及する技術指導者の増加数

イ 生産コスト（単位面積又は単位収量当たりの費用合計）の縮減に係る指標

(2) 目標年度

最終事業実施年度から3年後とする。

5 募集方法等

募集方法等については、生産局長が別に定めるところによる。

第2 事業実施計画等

1 事業実施計画の作成等

事業実施者は、別添6により事業実施計画（以下「技術習得事業計画」という。）を作成し、都道府県知事を経由して地方農政局長に提出するものとする。

2 技術習得事業計画の承認等

(1) 地方農政局長は、1により提出された技術習得事業計画について、第1の2に定める補助要件に基づき適切に設定されているか否かを基準として精査するものとする。

(2) 地方農政局長は、(1)による精査の結果、技術習得事業計画を適切と認める場合には、当該技術習得事業計画を生産局長に提出するものとする。

(3) 生産局長は、(2)により提出された技術習得事業計画について、別添5に定める採択基準に基づき、ポイントの高い順に採択優先順位を定め、生産局長が別に定めるところにより設置する選定審査委員会（以下「委員会」という。）における審査を経て、予算の範囲内で採択するものとし、その結果を地方農政局長に通知するものとする。

なお、事業実施者が既に承認を受けた技術習得事業計画に基づき、前年度から継続して事業を実施する場合にあっては、当該技術習得事業計画を優先的に採択するものとする。

(4) 地方農政局長は、(3)により技術習得事業計画を採択した旨の通知を生産局長から受けたときは、当該技術習得事業計画を承認し、都道府県知事に通知するものとする。通知を受けた都道府県知事は、その旨を速やかに事業実施者に通知するものとする。また、それ以外の事業実施者に対しては、承認されなかった旨を同様の手順で通知するものとする。

- (5) 地方農政局長は、生産局長が別に定める公募要領により補助金等交付候補者に選定された者については、公募要領に基づき提出された技術習得事業計画の承認を受けたものとみなすことができるものとする。

3 採択の優先措置

第1の1(4)の取組を行うことを内容とする技術習得事業計画については、採択に当たって別添5に定める加算ポイントによる優先措置を行うものとする。

4 事業の着工等

- (1) 事業の実施については、原則として、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）後に着工又は着手（以下「着工等」という。）を行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合にあっては、事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となったときに限り、事業実施者は、交付決定前であっても着工等を行うことができる。この場合にあっては、事業実施者は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

- (2) (1)のただし書により交付決定前に事業の着工等を行う場合にあっては、事業実施者は、あらかじめ、都道府県知事等（事業実施者が都道府県の場合にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着工（着手）届を別記様式第1号により作成し、都道府県知事等に提出するとともに、持続的生産強化対策事業推進費補助金等交付要綱（平成31年4月1日付け30生産第2180号農林水産事務次官依命通知。）第5の規定による申請書（以下「交付申請書」という。）の備考欄に着工（着手）年月日及び交付決定前着工（着手）届の文書番号を記載するものとする。

- (3) 都道府県知事等は、(1)のただし書による着工等については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう事業実施者を指導するほか、着工等後においても必要な指導を十分行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとするとともに、事業実施者から(1)の交付決定前着工（着手）届の提出があった場合は、地方農政局長にその写しを提出するものとする。

第3 点検評価等

1 事業実施状況の報告等

- (1) 事業実施者は、事業実施計画の承認年度から目標年度の前年度までの間、毎年度、当該年度における事業実施状況を当該年度の翌年度の7月末日までに別添7により都道府県知事に報告するものとし、報告を受けた都道府県知事は、同年度の8月末日までに、事業実施状況報告書の写しを添付して地方農政局長に報告するものとする。なお、都道府県知事が事業実施者の成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断した場合には、事業実施者に対して適切な措置を講ずるものとし、その内容についても併せて報告するものとする。

- (2) 地方農政局長は、(1)の事業実施状況報告の内容について確認し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断される場合等、必要に応じて、都道府県

知事を通じて事業実施者に対して指導を行うものとする。

- (3) 地方農政局長は、(2)の指導を行った場合は、その内容について、(1)の事業実施状況の報告と併せて生産局長に報告するものとする。

2 事業の評価等

- (1) 事業実施者は、別添8により事業の自己評価を行い、目標年度の翌年度の7月末日までに都道府県知事に報告するものとし、報告を受けた都道府県知事は、同年度の8月末日までに、事業評価シートの写しを添付して地方農政局長へ報告するものとする。

- (2) 地方農政局は、(1)の報告を受けた場合には、遅滞なく、関係部局で構成する検討会等においてその内容について、別添9により評価を行うものとする。

地方農政局による評価は、事業実施者の自己評価が成果目標の達成度及び成果目標の達成に向けて実施した取組の内容に関し適正になされているかどうかについて行うものとし、その結果、事業評価が適切になされていないと判断される場合には、都道府県知事を経由し事業実施者に対し、再度適切に評価を実施するよう指導するものとする。

なお、検討会の開催に当たり、事業評価シートの内容を確認するとともに、必要に応じ事業実施者から聞き取りを行い、評価結果を取りまとめることとする。

- (3) 地方農政局は、(2)の点検評価の結果、成果目標が達成されていないと判断した場合には、当該事業実施者に対し、達成するまで毎年度、目標達成に向けて取り組むよう指導するものとする。
- (4) (3)により指導が行われた場合には、事業実施者は指導の内容を踏まえて(1)に準じて自己評価を行い、地方農政局はその内容を(2)に準じて点検評価するものとする。
- (5) 地方農政局は、(2)及び(4)の点検評価並びに(3)の指導を行った場合は、その結果及び内容について生産局に報告するものとする。
- (6) 生産局は、地方農政局が行った点検評価結果について、外部の有識者で構成される評価委員会に諮るものとし、当該評価委員会の意見を踏まえ、最終的な評価結果を取りまとめるものとする。
- (7) 地方農政局長は、(5)により取りまとめられた最終的な評価結果について、別添10により公表するものとする。
- (8) 国は、本事業の効率的かつ効果的な推進を図るため、事業実施主体及び事業実施者に対し必要な助言及び指導を適宜行うものとする。
- (9) 都道府県知事は、次世代施設園芸の地域展開を推進するため、コンソーシアム全体の調整役として、市町村及び農業団体等関係機関と連携し、コンソーシアムに対する必要な助言及び指導を行うものとする。
- (10) (8)及び(9)の推進指導は、技術習得事業計画に掲げた成果目標が達成されていない場合に実施するものとし、地方農政局長は都道府県知事を通じて、事業実施者に対し、引き続き目標達成に取り組むよう指導するとともに、指導を行ってから1か月以内に、目標達成に向けた改善計画を別添11により提出させるものとする。

- (11) 地方農政局長は、(10)により事業実施者を指導した場合には、その内容及び改善計画の写しを生産局長に報告するものとする。

第4 その他

1 事業費の低減

本事業の実施に当たっては、効率的な運営に努め、過剰な推進活動及び機械等の導入を排除し、徹底した事業費の低減が図られるよう努めるものとする。

2 国の助成措置

国は、事業実施計画を承認したときは、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について補助金を交付するものとする。

3 委任

本事業の実施につき必要な事項については、この別紙に定めるもののほか、生産局長が別に定めるところによる。

4 事業の実施基準

- (1) 補助対象事業費は、本事業の実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとしなければならない。

- (2) 事業実施者は、本事業の趣旨を踏まえ、技術実証で得られた成果等に関し、以下のとおり対応するものとする。

ア 事業実施者は、地域の農業者等の技術・経営の高度化に資するため、技術実証で得られたデータやノウハウ等の成果を地域の農業者等が活用できるよう整理や取りまとめを行い、個人情報や、公開すると知的財産権の取得等に支障をもたらす可能性がある情報等を除き、可能な限り当該データやノウハウ等の成果の公開及び普及に取り組むものとする。

イ 本事業の実証成果や普及の取組状況について、国又は国が依頼した第三者（以下「国等」という。）が国内の農業振興に資することを目的に情報の取扱いを明確に示して当該情報の提供を求める場合は、これに協力するものとする。また、国は、事業実施者が本事業により得た事業成果等のうち、個人情報及び公表することにより事業実施者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報等を除き公表できるものとし、これらの情報を国等が公表する場合は、国等は事前に事業実施者に対し協議を行うものとする。

ウ 本事業により取得した試験調査実績等の事業成果等は、事業実施者に帰属するものとする。ただし、(1)及び(2)の定めにより公表された事業成果等については、第三者の使用を妨げないものとする。

- (3) 次世代施設園芸拠点等を整備した都道府県が本事業に取り組む場合は、次世代施設園芸拠点等の成果を活用し、次世代施設園芸拠点等と連携した上で、効果的な事業実施体制を構築するよう、努めるものとする。

- (4) 本事業により実証温室の移設・改修を行う場合にあっては、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、次のいずれかに確実に加入するものとする。

ア 農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく園芸施設共済（以下「園芸

施設共済」という。)

イ 民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。）

- (5) 本事業により実証に必要な機械設備等のリース導入を行う場合にあっては、助成の対象となる機械設備等は動産総合保険等の保険（天災等に対する補償を必須とする。）に確実に加入するものとする。

5 知的財産権の帰属等

(1) 知的財産の帰属

本事業を実施することにより知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラムやデータベース等の著作権、品種登録を受ける地位及び育成権者等）が発生した場合、次に掲げる条件を遵守することを条件に、当該知的財産権は事業実施者又は事業実施者の構成員（以下「事業実施者等」という。）に帰属するものとする。

ア 本事業により成果が得られ、知的財産権の権利の出願及び取得を行った場合には、事業実施者等は、遅滞なく地方農政局長に報告するものとする。

イ 国が公共の利益等を目的として当該知的財産権を利用することの許諾を事業実施者等に求める場合には、無償で、知的財産権の利用を国に許諾するものとする。

ウ 本事業実施期間中及び本事業終了後5年の間、事業実施者等は、本事業の成果である知的財産権について、国以外の第三者に譲渡又は利用を許諾する場合には、事前に農林水産省に協議してその承諾を得るものとする。

(2) 収益状況の報告及び収益納付

事業実施者等は、本事業に係る知的財産権の譲渡又は実施権の設定により収益が生じた場合にあっては、本事業の実施期間中の各事業年度の終了後及び事業終了年度の翌年度以降の5年間、毎年、別添12により事業収益状況報告書を作成し、毎会計年度終了後90日以内に都道府県知事に報告するものとする。報告を受けた都道府県知事は、当該報告を受けてから30日以内に事業収益状況報告書の写しを添付して地方農政局長に報告するものとする。

(3) 収益納付

ア 地方農政局長は、事業実施者等が本事業に係る知的財産権の譲渡又は実施権の設定により相当の収益を得たと認める場合には、交付された補助金の額を限度として、次の算式により算定した額を国庫に納付するよう、事業実施者等に命じるものとする。

納付額＝（収益の累計額－補助事業の自己負担額）×補助金総額／補助事業に関連して支出された技術実証費総額－前年度までの納付額

式中の「収益の累計額」とは、知的財産権の譲渡又は実施権の設定により生じた収益額の当該年度までの累計をいう。

式中の「補助事業に関連して支出された技術実証費総額」とは、補助金総額、補助事業の自己負担額及び当該知的財産権を得るために要した補助事業以外の技術実証費の合計額をいう。

イ 収益を納付すべき期間は、補助事業の終了年度の翌年度から起算して5年間とする。なお、地方農政局長は、特に必要と認める場合には、収益を納付すべき期間を延長することができるものとする。

ウ 収益納付の期限は、地方農政局長が納付を命じた日から 20 日以内とする。

6 不用額の返還

国は、都道府県に交付した補助金に不用額が生じることが明らかになったときは、補助金の一部若しくは全部を減額し、又は都道府県知事に対し、既に交付された補助金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

7 不正行為等に対する措置

都道府県知事等は、事業実施者が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合においては、事業実施者に対して当該不正な行為に関する真相及び発生原因の解明並びに再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

この場合、都道府県知事等は、事業実施者に対して適切な指導を行い、当該不正な行為に関する真相及び発生原因、講じられた是正措置等について、地方農政局長に報告するものとする。

8 管理運営等

(1) 管理運営

本事業により補助金を受けて購入した機械設備等のうち 1 件当たりの取得金額が 50 万円以上のものについては、耐用年数(減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に定める耐用年数をいう。以下同じ。)が経過するまでは、取組主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該機械設備等を管理するとともに、当該機械設備等を別の者に使用させる場合には、事前に都道府県知事を経由し、地方農政局長の承認を受けることとする。

また、取組主体は、本事業により補助金を受けて導入した設備等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

(2) 管理委託

施設等の管理は、原則として、取組主体が行うものとする。

ただし、取組主体が施設等の管理運営を直接行い難い場合には、実施地域に係る団体であって、都道府県知事が適当と認める者に管理運営をさせることができるものとする。

(3) 指導監督

都道府県知事は、本事業の適正な推進が図られるよう、取組主体及び施設等の管理を委託されている管理主体に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、都道府県知事は、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講ずるよう、取組主体及び管理主体を十分に指導監督するものとする。

9 補助金の経理の適正化

本事業に係る補助金の経理は、「都道府県の事務費に対する補助金の経理の適正化について」(平成 7 年 11 月 20 日付け 7 経第 1741 号農林水産事務次官依命通知)により厳正に行うものとする。

10 事業名等の表示

本事業により移設・改修を行った施設及び導入した機械設備等については、本事業名等を表示するものとする。